

平成 19 年 7 月 31 日  
沖縄電力株式会社

報道各位

## 保安規程変更届出書の提出について

当社は、平成 19 年 5 月 7 日付の経済産業省からの行政処分「保安規程の変更命令について」に基づき、以下のとおり当社保安規程を変更し、本日、同省に提出しましたのでお知らせいたします。

当社といたしましては、一連の火力発電設備に係るデータ改ざん、必要な手続きの不備などに対する再発防止対策を着実に実施するとともに、徹底した法令、社内規程等の遵守に努めて参ります。

### 記

#### 【主な変更内容】

##### 1. 主任技術者の位置付けに関する事項

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、主任技術者の独立性を確保し、十分な責任と権限を持たすとともに、責任範囲が適切な規模となるように保安規程を変更した。

##### 2. 主任技術者の職務に関する事項

保安活動の実施状況が適切に記録され、保存されるようにするため、主任技術者が記録の内容を点検し、これを確認することを職務として明記した。

##### 3. 保安教育の充実に関する事項

保安活動に従事する要員に対して、電気事業法及びこれに関係する法令の内容について理解を深め、これらの法令への抵触を生じさせないようにするための計画的な教育プログラムとその実施を追記するなどの変更を行った。

##### 4. その他の事項（保安規程の変更命令以外）

組織の見直し等に伴う変更。

以上

#### 参考（これまでの経緯）

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 平成 18 年 11 月 30 日 | 経済産業省より発電設備におけるデータ改ざん、必要な手続きの不備などに関する点検調査の指示を受ける |
| 平成 19 年 3 月 30 日  | 経済産業省へ調査結果を報告（データ改ざん、必要な手続きの不備を確認）               |
| 平成 19 年 4 月 6 日   | 調査結果に関する再発防止対策を経済産業省へ提出                          |
| 平成 19 年 5 月 7 日   | 経済産業省より「保安規程の命令変更について」を受ける                       |